

第三期こども・子育て支援事業計画 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 目次 | 目次 |
| <u>16. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 60</u> | <u>16. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 60</u> |
| <u>17. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 61</u> | (新規) |
| <u>18. 子育て世帯訪問支援事業</u> | <u>17. 子育て世帯訪問支援事業</u> |
| (1)熊本市子育て世帯訪問支援事業 62 | (1)熊本市子育て世帯訪問支援事業 61 |
| (2)産前産後ホームヘルプサービス 63 | (2)産前産後ホームヘルプサービス 62 |
| <u>19. 児童育成支援拠点事業 64</u> | <u>18. 児童育成支援拠点事業 63</u> |
| <u>20. 親子関係形成支援事業 65</u> | <u>19. 親子関係形成支援事業 64</u> |
| <u>4 子どものための教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容 66</u> | <u>4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容 65</u> |
| <u>5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 67</u> | <u>5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 66</u> |
| <u>6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・ 保育等の推進に関する体制の確保の内容 67</u> | (新規) |
| 7 対象事業 (略) | 7 対象事業 (略) |

| 教育・保育 | | 提供区域 |
|---------------|----------------------------------|--------|
| 1 | 1号認定区分(3~5歳 幼児教育のみ) | 市内8区域 |
| | 2号認定区分(3~5歳 保育の必要性あり) | 市内27区域 |
| | 3号認定区分(0~2歳 保育の必要性あり) | 市内27区域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | | 提供区域 |
| 2 | 一時預かり事業 (1) 幼稚園型 | 市内27区域 |
| | 一時預かり事業 (2) 幼稚園型以外 | 市内27区域 |
| 3 | 時間外保育事業 | 市内27区域 |
| 4 | 【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) | 市内8区域 |
| 5 | 利用者支援事業 ①特定型 | 行政区 |
| | 利用者支援事業 ②こども家庭センター型 | 行政区 |
| | 【新規】利用者支援事業 ③地域子育て相談機関 | — |
| 6 | 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)(1)低学年 | 市全域 |
| | 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)(2)高学年 | 市全域 |
| 7 | 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 市全域 |
| 8 | 【新規】妊婦等包括相談支援事業 | 行政区 |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | 行政区 |
| 10 | 【新規】産後ケア事業 | 市全域 |
| 11 | 養育支援訪問事業 | 市全域 |
| 12 | 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) | 行政区 |
| 13 | 病児・病後児保育事業 | 市全域 |
| 14 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) | 市全域 |
| 15 | 妊婦健康診査 | 市全域 |
| 16 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | — |
| 17 | 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | — |
| | 【新規】子育て世帯訪問支援事業(1)熊本市子育て世帯訪問支援事業 | 市全域 |
| 18 | 【新規】子育て世帯訪問支援事業(2)産前産後ホームヘルプサービス | 市全域 |
| | 【新規】児童育成支援拠点事業 | 市全域 |
| 19 | 【新規】親子関係形成支援事業 | 市全域 |

3 量の見込みと確保の方策等
(略)

17. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

| 教育・保育 | | 提供区域 |
|---------------|----------------------------------|--------|
| 1 | 1号認定区分(3~5歳 幼児教育のみ) | 市内8区域 |
| | 2号認定区分(3~5歳 保育の必要性あり) | 市内27区域 |
| | 3号認定区分(0~2歳 保育の必要性あり) | 市内27区域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | | 提供区域 |
| 2 | 一時預かり事業 (1) 幼稚園型 | 市内27区域 |
| | 一時預かり事業 (2) 幼稚園型以外 | 市内27区域 |
| 3 | 時間外保育事業 | 市内27区域 |
| 4 | 【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) | 市内8区域 |
| 5 | 利用者支援事業 ①特定型 | 行政区 |
| | 利用者支援事業 ②こども家庭センター型 | 行政区 |
| | 【新規】利用者支援事業 ③地域子育て相談機関 | — |
| 6 | 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)(1)低学年 | 市全域 |
| | 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)(2)高学年 | 市全域 |
| 7 | 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 市全域 |
| 8 | 【新規】妊婦等包括相談支援事業 | 行政区 |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | 行政区 |
| 10 | 【新規】産後ケア事業 | 市全域 |
| 11 | 養育支援訪問事業 | 市全域 |
| 12 | 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) | 行政区 |
| 13 | 病児・病後児保育事業 | 市全域 |
| 14 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) | 市全域 |
| 15 | 妊婦健康診査 | 市全域 |
| 16 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | — |
| 17 | 【新規】子育て世帯訪問支援事業(1)熊本市子育て世帯訪問支援事業 | 市全域 |
| | 【新規】子育て世帯訪問支援事業(2)産前産後ホームヘルプサービス | 市全域 |
| 18 | 【新規】児童育成支援拠点事業 | 市全域 |
| 19 | 【新規】親子関係形成支援事業 | 市全域 |

3 量の見込みと確保の方策等
(略)

(新規)

| | |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 所管課 | 保育幼稚園課 |
| 事業概要 | 発達面等において特別な支援が必要なこどもを受け入れている認定こども園に対し、特別支援教育に係る人件費を助成する事業 |
| 提供区域 | - |

■量の見込みの考え方

量の見込みの設定対象外

■確保の方策の考え方

利用ニーズに的確に対応できるよう、各事業者に対し継続的に周知していく。

18. 子育て世帯訪問支援事業(1)熊本市子育て世帯訪問支援事業
(略)

18. 子育て世帯訪問支援事業(2)産前産後ホームヘルプサービス
(略)

19. 児童育成支援拠点事業
(略)

20. 親子関係形成支援事業
(略)

4 子どものための教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容
(略)

(2) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者等間の相互の連携・接続

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事

17. 子育て世帯訪問支援事業(1)熊本市子育て世帯訪問支援事業
(略)

17. 子育て世帯訪問支援事業(2)産前産後ホームヘルプサービス
(略)

18. 児童育成支援拠点事業
(略)

19. 親子関係形成支援事業
(略)

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容
(略)

(2) 地域における教育・保育施設及び地域型保育従事者等間の____連携__

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者_____

業者が幼児期の学校教育や保育を充実させ、施設間の連携・接続ができるよう、情報提供等を行い、協力体制の構築を支援していくとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に即した各種要録等を活用しながら、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。

6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容 (新規)

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、満3歳児クラスの活用等の情報提供等を行い、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の協力体制構築を支援していきます。

___が幼児期の学校教育や保育を充実させ、施設間の連携・接続ができるよう、情報提供等を行い、協力体制の構築を支援していくとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に即した各種要録等を活用しながら、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。